

**都市計画公園・緑地の整備を目的とした  
生産緑地の買取り事業に対する補助事業採択基準**

29都市政緑第639号  
平成30年7月2日

**第1 目 的**

都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り事業に対する補助金交付事務を円滑かつ有効に実施するため、以下のとおり採択基準を定める。

**第2 適 用**

この採択基準は、都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り事業に対する補助金交付要綱（平成30年7月2日29都市政緑第639号）に基づく補助事業の採択について適用する。

**第3 採択基準**

第2に定める補助事業は、次に掲げる要件に適合した土地について行う。

**1 都市計画公園又は緑地の決定**

補助金交付申請時に公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域内であること。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項に基づく都市計画事業の認可を受けることを原則とする。

**2 生産緑地地区の指定**

補助対象の土地が、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定により、生産緑地地区として指定されていること。

なお、過去に生産緑地地区として指定されており、買取りの申出により自治体の公社等が買い取っている土地も含む。

**3 特定財源の活用**

社会資本整備総合交付金の申請を行うなど、特定財源の活用を図ること。

なお、本補助金と「市町村都市計画事業に対する都費補助要綱」に定める補助金とを重複して申請することはできない。

**第4 その他**

補助事業の採択は、各年度において、1自治体1件限りとする。

**附 則**

1 この採択基準は、平成30年7月2日から施行する。

2 この採択基準は、平成35年（2023年）3月31日限り、その効力を失う。